

農林水産大臣 鈴木 憲和 様

経済産業大臣 赤澤 亮正 様

国土交通大臣 金子 恭之 様

環 境 大 臣 石原 宏高 様

大規模太陽光発電事業に関する要望について

令和7年10月24日

千葉県知事 熊谷 俊人

鴨川市長 佐々木 久之

本県では、令和5年3月に策定した「千葉県カーボンニュートラル推進方針」や、令和7年2月に閣議決定された「第7次エネルギー基本計画」における、「再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入する」との国の方針に基づき、環境保全と経済成長の好循環を目指して太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入について積極的に取り組んでいるところです。

一方、大規模太陽光発電施設設置計画に関しては、北海道釧路市をはじめ、全国の複数の自治体で、生態系への影響や土砂災害リスク等を懸念する声が上がっており、そうした状況を受けて、国においては「太陽光発電事業の更なる地域共生・規律強化に向けた関係省庁連絡会議」が設置され、太陽光発電事業における地域との共生をより一層確保するべく、必要な対応を検討するための議論が実施されているものと認識しております。

本県においても、大規模太陽光発電施設設置計画に関して、県民等から不安の声が県に寄せられており、県としても現行法令の範囲内で指導等を事業者に対し実施しているところですが、県民等の不安を払拭する状況には至っておりません。また、本県は太陽光発電の立地環境が良く導入容量全国2位の規模であること等から、太陽光発電のポテンシャルが高く、今後も同様の大規模太陽光発電施設の設置が計画される可能性があります。

本県としては、こうした状況を踏まえ、災害防止や環境保全等に配慮して地域共生を大前提に大規模太陽光発電事業の導入を検討していく必要があることから、太陽光発電事業の実施に当たって様々な公益との調整を行う各種の関係法令等での国における対応について、下記のとおり要望します。

記

1 森林法に基づく林地開発許可制度について

森林法に基づく林地開発許可制度においては、令和5年4月に太陽光発電施設の設置を目的とする開発行為についての許可対象面積が引き下げられ厳格化されたところですが、その反面、大規模な開発行為に対する規制については従来から変更がありません。

そのため、森林法に基づく林地開発許可制度について、太陽光発電施設の大規模化に伴い、災害の防止や環境の保全などの観点から基準等の強化をお願いしたい。

2 再エネ特措法等に基づく太陽光発電事業の適正性の確保について

(1) 太陽光発電事業者の透明性の確保について

太陽光発電事業については、責任ある事業主体が小規模かつ多極分散構造にある事業を集約し、集約した事業を効率的に運用できるようにする観点から、本年4月に長期安定適格太陽光発電事業者の認定制度が創設されましたが、太陽光発電事業の実施に当たっては、関係法令の遵守はもちろんのこと、事業者の透明性を高め、地域の信頼を得て安定した事業が実施される必要があります。

そのため、長期安定適格太陽光発電事業者の認定制度の適切な運用や適用の拡大を通じて、大規模な事業を含めた全ての太陽光発電事業に関して責任ある主体への事業集約を促すこと等により、これまで以上に事業者の透明性を高め、適切な事業実施の確保をお願いしたい。

（２）再エネ特措法等に基づく太陽光発電事業について

FIT/FIP 制度に基づく太陽光発電事業については、適切な事業実施の確保等を図るため、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下、「再エネ特措法」）の改正等により、制度の見直し等の対応が行われてきたところですが、FIT/FIP によらない事業は対象ではありません。

そのため、全ての太陽光発電事業について、再エネ特措法及び「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」の趣旨に沿った対応を事業者を求めること等により、より一層適切な事業実施の確保をお願いしたい。

３ 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく審査について

静岡県熱海市で発生した大規模な土石流災害等を契機に、令和５年に宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、盛土規制法）が施行され、本県では、令和７年５月２６日に、県全域を宅地造成等工事規制区域に指定したところです。盛土規制法では、盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて必要な技術的基準が設定されており、特に溪流等における大規模な谷埋盛土においては、解析結果の妥当性を専門家等に諮るなど、高度な技術的審査が必要となっております。

そのため、大規模太陽光発電施設の設置に伴う大規模な盛土では、溪流等が含まれる場合があることから、審査対象となる盛土工事について、盛土規制法が求める高度な技術的基準に適合させるため、国による技術的な助言等の一層の支援をお願いしたい。

４ 太陽光パネルのリサイクル制度について

本年の通常国会への法案提出が見送られた太陽光発電設備のリサイクル制度については、制度案の見直しを視野に入れて、引き続き検討作業が進められていると認識しておりますが、2030 年代後半に想定される太陽光パネルの大量排出に向け、排出から処分まで適正に実施させる社会システムの構築が急務となっております。

そのため、制度案の見直しに当たっては、設備の更新や事業の終了により不要となった太陽光パネルについて、リユース、リサイクル及び適正な処分のために必要な社会システムの構築を早急をお願いしたい。

５ 環境影響評価について

太陽光発電事業について、環境影響評価法に基づく手続が必要となる要件は、新規設置の場合は一定の発電出力以上、事業計画の変更による設置の場合は一定の発電出力の増加などに限定されたものとなっております。

例えば、事業計画の変更に伴い、出力の大きさに変更がなくても太陽光パネルの配置を大幅に変えるなど、その内容によっては、環境への影響が大きくなる懸念がありますが、現状では手続が不要となっております。

そのため、このような課題を踏まえ、大規模太陽光発電事業に係る環境影響評価の対象要件の拡大等の必要な措置を講ずるようお願いしたい。